

## やまがた長井観光局誘客強化事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 山形県長井市の観光資源体感を目的とした山形県外からの観光貸切バス利用の旅行者に対し、旅行費用を助成することにより、旅行参加者の負担を軽減し本市への観光客誘致を促進する。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の要件を満たす旅行を実施する旅行者、貸切バス事業者とする。

- (1) 行程の一部又は全部において貸切バスを利用する旅行であること。
- (2) 参加人数が 20 人以上（乗務員・添乗員等除く）であること。
- (3) 長井市内の有料見学施設等 2 箇所（注釈 1）とその他 1 箇所以上（注釈 2）又は、長井市内の有料見学施設等 3 箇所以上（注釈 3）を組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行であること。
- (4) 国、地方公共団体が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (5) 特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (6) 旅行者、貸切バス事業者については、旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた事業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- (7) 旅行者、貸切バス事業者が山形県外エリアであること。または、山形県内の旅行者、貸切バス事業者で、貸切バス出発営業所より長井市まで、最短距離が片道おおむね 100 km以上の距離がある行程であること。

### (補助金の対象となる経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする

- (1) 補助の対象となる経費は、貸切バスの借上げに係る経費とする。
- (2) 貸切バスの借上げに係る経費のうち、バス 1 台当たり 5 万円とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行催行日の 14 日前までに、次に掲げる書類 1 部をやまがた長井観光局理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（第 1 号様式）
  - (2) その他理事長が必要と認める書類
- 2 (仮) 補助金の交付申請をする者は、次に掲げる書類 1 部を平成 29 年度中に理事長に提出するものとする。
- (1) (仮) 補助金交付申請書（第 5 号様式）
  - (2) その他理事長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定等)

第 5 条 理事長は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査

し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対し通知するものとする。この場合において、理事長が必要であると認めるときは、条件を付けることができる。

2 申請者が、前項の規定による通知を受けた場合において申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記した書面を理事長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付変更申請書(第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該旅行を中止するとき。

(実績報告書及び補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類1部を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第3号様式)
- (2) 補助金交付請求書(第4号様式)
- (3) 貸切バス代金の支出を証明する書類
- (4) 長井市内の観光施設等を利用したことを確認する書類等
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 理事長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第9条 理事長は、虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第10条 補助を受けた事業者は、補助金の交付の収支に関する書類、会計帳簿等を整備し助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### (注釈 1)

有料見学施設とは、下記の施設を 2 箇所組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行等であること。

- ・長井市内の宿泊施設（タスパークホテル、はぎ苑、とらや旅館、ビジネスホテル長井屋、ビジネスホテルいずみや、旅館 最上荘、ビジネスホテルシンシア、HOTELウィークリーの場、会津屋旅館、加賀屋旅館、土田旅館、栄屋旅館、)
- ・長井市内の昼食施設（タスパークホテル、中央会館、はぎ苑 その他申請のあった施設）
- ・フラワー長井線（区間指定無し 但し：車両内における食事は同一施設とみなす）
- ・やませ蔵美術館 ・長沼孝三彫塑館 ・あやめ公園

### (注釈 2)

その他 1 箇所とは、下記の箇所を組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行であること。

- ・道の駅「川のみなと長井」の立寄り
- ・ながい黒獅子の里案内人の利用
- ・けん玉広場 SPIKE の見学
- ・丸大扇屋 ・小桜館 ・野川まなび館 ※總宮神社 ※縄文村 ※古代の丘資料館
- ※あら町界隈の散策
- ※十日町、横町界隈の散策
- ※長井駅前、本町界隈の散策

※見学及び散策の際は、やまがた長井観光局の承認が必要。

### (注釈 3)

有料見学施設とは、下記の施設を 3 箇所以上組み入れた幹旋団体及び募集型企画旅行等であること。

- ・長井市内の宿泊施設（タスパークホテル、はぎ苑、とらや旅館、ビジネスホテル長井屋、ビジネスホテルいずみや、旅館 最上荘、ビジネスホテルシンシア、HOTELウィークリーの場、会津屋旅館、加賀屋旅館、土田旅館、栄屋旅館、)
- ・長井市内の昼食施設（タスパークホテル、中央会館、はぎ苑 その他申請のあった施設）
- ・フラワー長井線（区間指定無し 但し：車両内における食事は同一施設とみなす）
- ・やませ蔵美術館 ・長沼孝三彫塑館 ・あやめ公園